

〔7番 森要 登壇〕

○7番（森要）

それでは、一般質問に入らせていただきます。午前中に前川議員の一般質問でもありましたけど、若干違うところもありますので引き続きやらせていただきたいと思います。

私は、まず最初に林道の管理について伺いたいと思います。以前の林道の維持管理は山林所有者、いわゆる受益者がしておりました。現在はその組織もほとんどなくなり、維持管理の機能が果たされておられません。黒内地区のように区有林を持ち、地区内に山を所有している方が多いところでは道路補修、草刈りなどを行っているのはまれな事例となっております。山の価値も下がり、魅力がなくなり、手入れもされず、放置されている山が多くなっております。さらに林道が荒れて車が通れなくなると、ますます足が遠のいていく状況になっています。そこで、林道の維持管理について、次の4点を伺います。

1点目、林道の役割について。林道の役割をどのように考えているのかを伺います。

2点目、民有林台帳に掲載の林道について。他市との連絡道路や高規格林道、基幹路網を除き、民有林林道台帳に掲載の林道は幾つあるのか。

3点目、林道の維持管理について。春先には雪も解け、道も荒れ、倒木もあり、以前「林道の監視をしているか。」との問いに、「監視はしている。」との回答をいただきました。その後、畦畑の山を持つ地元以外の市民から倒木や道が荒れていると聞き、再度、市に確認したところ、通り抜けの林道はしているが、行き止まりはしていないということが分かりました。「倒木や道路の補修など、何か問題があれば通報していただければ対処する。」と、そのとき回答されました。そこで、昨年のような倒木や草刈り、土砂入れ整備等の件数と事業費を伺います。併せて、今年度予算で6月末現在維持管理に要した件数と種類、事業費を伺います。

4点目です。畦畑地区の猪臥林道の管理について。現在、猪臥林道は通行止めで、それでも入るときは自己責任と伺っております。タケノコ取りや終点の猪臥山は高山市まで眺望できるため、たくさんの方が通行すると聞いています。地元区は高齢者が多く、この林道を管理するのは困難な状況となっております。路面の補修やのり面の草刈り等、この林道の維持管理はどのようなになっているのかを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、1点目の林道の役割についてお答えします。林道は森林経営の効率化、林業、木材産業を育成するとともに、適正な森林の整備や維持管理、地域振興等を促進する役割があります。市内林道のうち、他市及び集落間をつなぐ路線や市内景勝地へアクセスする路線は、一般車両の乗り入れも多く公道としての役割が大きいため幹線林道として位置づけ、市道と同等の頻度で定期パトロールを実施し、関係団体の協力も得ながら市が維持管理を行っております。一方、市内に多くある行き止まりの林道につきましては、その地区の山林所有者が森林整備を行うための路線として、その他林道として位置づけており、日常の維持管理については基本的には地元区で行っていただいております。必要に応じて市が維持修繕を行うこととしております。

次に、2点目の民有林台帳掲載の林道についてですが、市の台帳に掲載されている林道は115路線あり、高規格林道などの他市及び地域間の連絡道を除きますと98路線となっております。

次に、3点目の林道の維持管理についてお答えします。昨年度の林道の維持管理の実績は、75件で2,270万円でした。その内訳は、路面補修や水路の土砂上げなどの道路施設に関するものが51件で2,000万円、草刈り・倒木処理など維持作業は24件で270万円です。令和6年度6月末時点の維持管理の実績につきましては、32件で832万円です。その内訳は、道路施設に関するものが28件で797万円、草刈り・倒木処理等に関するものは4件で約35万円となっております。

次に、4点目の猪臥林道の管理についてお答えします。林道猪臥線は現在、終点の猪臥山登山口までは通行可能となっております。猪臥線は登山や山菜採りなどを目的とした入山者が多いことから、定期パトロールや豪雨後の臨時パトロールを実施しながら、必要に応じて維持補修を行っております。昨年度は老朽化した舗装100メートルについて舗装打ち換え工事を実施し、今年度も舗装の部分補修を行う予定としております。草刈りににつきましては、これまで地元区にご協力いただき実施しておりましたが、昨年度、高齢化により除草作業を継続することが困難になった旨のご相談をいただき、一部の区間においては市が実施することとしております。今年度もこの区間は市が引き続き作業を行う予定です。林道の維持管理につきましては、延長も長く、地元の負担も大変大きいと認識しており、この点は猪臥線に限らず他の林道においても共通する課題でありますので、持続可能な方法については今後も検討してまいりたいと思います。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○7番（森要）

林道の維持管理のことにつきまして伺います。先般、上気多林道の吉城高等学校上のほうに土砂が流入して荒れているということをお願いしたところも既に直してありまして、ありがたく思っております。実はそこは一時復旧であって、その上に今柵がしてあって通れないんですが、そこがかなり荒れている。そこを対処しないと、また同じ状況になってくることがあります。

林道のパトロールは幹線林道とかそういうところはやっているんですが、これを地元区だけでやれというのも酷でありますので、林道の管理者として現状を調査をしていただく必要があるのではないか。そしてこれは機能を果たしたということで、残す必要があるのか、そういったことをも考えなければいけないのではないかと思います。特に今、上気多林道の上のほうについては間違いなく荒れているので、それを直していく必要もあると思いますが、林道を見て歩くということではできないか伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

林道の維持管理の件ですけども、日常の維持管理のためのパトロールというのは大変大切なことだと思っておりますが、先ほどお答えしましたように市内の林道は115路線あるということで、これらを全て市が見て回るということもなかなか大変なことでありますので、ぜひ地元の方のご協力をいただきながら、情報をいただきながら、一つ一つ解決していかなければならないというふうに思っております。職員の負担、それから市の予算もありますので、地元と共同で管理していく、助け合っていくということがどの路線についても大事になってくるのではないかなと思っ

ております。

それから、人材の高齢化ということと人手不足ということが地元のほうでも一番課題になっていると思いますので、管理の新たな手法というのをこれから考えていかなければいけないなと思っています。その意味では、飛騨市ロードプレーヤー制度というのはそういった地元の方を支援していく1つの手段として考えておりますので、こういった新しい手法をいろいろ考えながら林道の維持管理も考えていかなければいけないのかなと思っています。

○7番（森要）

確かに職員の方に見て歩いてというのも酷な話だと思いますけれども、やっぱり春先が一番荒れてくるんです。ですから、例えば農林部の林業振興課のほうにも協力いただきながら見て歩くというのも大切なのではないかな。全路線やるのではなくて、例えば今年はこの路線を何路線かをやるとかどういふふうでもいいんですが、とにかく見て歩くことを。そして本当に必要なのか、もうこれは荒れているのかどうか、上気多だけでもやる必要があると思っています。

前は受益者負担というものがあつたんですけど、今はないとすれば、持続可能ということで新たに受益者の方々に区分を決めて、道路の維持補修をしたときにはこのくらいもらいますよということも踏まえてやるべきではないかなと思っているんですけど、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

森林所有者の方々、それから地元区の方々と相談しながら、よりよい方法を検討していきたいと思っています。

○7番（森要）

ぜひお願いしたいなと思いますが、特に上気多林道を例に取りますと、ここは地元区の方の山はないんです。どっちかと言うと町の人がたくさん持っていますから、地元区にばかり負担を求めるのは酷ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

原則としては山の所有者ということなんですが、それぞれの路線において様々な事情はあると思いますので、そういった事情を勘案しながらよりよい方法を検討してまいりたいと思います。

○7番（森要）

維持管理的なことを持続的にしていくには、所有者の方の維持管理の分担を求めていくことも必要ではないかと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

森林所有者の方、それから市がそれぞれ役割を分担しながら考えていくということは議員のおっしゃるとおりだと思っていますので、そこも含めて検討させていただきます。

○7番（森要）

基盤整備部長からは検討しますということですが、農林部長は今の林道のことに對してのことで、林道を維持管理することについて、これはもう既に林道の役目を果たした、もうこれは必要ないんだと認めることも必要かと思えますし、實際調査をすると一部区間までは行けますけど、その後は全然行けないというところも畦畑にありますし、土砂が崩れているところもあるんですが、そういったところの調査について協力しながらやっていくという考えはあるのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

林道でございますので目的は森林整備とかになると思うんですが、本市は結構広大にありますので、維持管理ができていけば一番いいんですけども、インフラ全般に言えることかと思えます。これからどうしていくかということは財政的な面とかもいろいろありますので、そこは基盤整備部とかも含め、その都度、協議をしていきたいと思えます。

○7番（森要）

本当に林道を整備する、維持補修するというのは大切なことなので、よく基盤整備部と相談しながら進めていただきたいと思います。今も高野、平岩、畦畑、笹ヶ洞、中野ではナラ枯れがおきています。これをどういうふうにするかという、林道がなければそばまで行けない。伐採するにはどうするのかということもあって、山を守るということも大切なことなので、ぜひ協力してやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。特定空家と空き家除却制度の補助金について伺います。昨年度末現在で特定空家に12棟が認定されました。6棟が除却により解消されました。その内、略式代執行された空家は2棟で、河合町羽根、河合町角川。その他の4棟は管理者自身により解体されました。今年度は神岡町釜崎の特定空家の略式代執行に加え、神岡町殿の特定空家が空家除却補助制度を利用して除却の手続きを進めており、2棟の解消が見込まれるとの説明を聞きました。今年度も2件の認定を想定され、空家等対策協議会に諮る予定と説明を受けました。そこで、特定空家のこと、空家除却補助制度について、次の4点を伺います。

1点目、略式代執行された空き家2棟の解体について。この2件の解体費用は幾らで、その費用の回収はできたのか伺います。また、その後の活用はどのように考えているのかも併せて伺います。

2点目です。今年度の略式代執行の概要について。今年度行う予定の神岡町釜崎の経過と概要を改めて伺います。また、その費用の回収や活用はどのように考えているのかを伺います。解体費用が昨年と比べ高騰していると思いますが、その理由は何か併せて伺います。

3点目、今年度の神岡町殿の特定空家の解体について。今年度行う予定の神岡町殿は、空家除却補助制度を利用されると聞いていますが、補助対象者は個人か行政区か、どちらかを伺います。

4点目です。飛騨市空家除却補助制度について。飛騨市の空家除却補助制度は大変ありがたい制度であります。私も利用させていただきまして、感謝しております。補助金の上限が100万円となっていますが、年々除却費用が高騰している中で、これを上げることは限られた予算で多くの方に利用してほしいという意味は分かりますが、この限度額の引き上げを検討できないかを伺い

ます。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔建築企画監 砂田健太郎 登壇〕

□建築企画監（砂田健太郎）

それでは、1点目の略式代執行された空き家2棟の解体についてお答えします。令和3年度に実施した河合町羽根地内の特定空家の解体費用については396万円、令和5年度に実施した河合町角川の特定空家の解体費用については500万5,000円となっております。羽根地内の案件は登記名義人の法人が解散、角川地内の案件は相続権者が相続放棄の手続きを行っているため、いずれも費用を請求できる所有者が不存在となっております。また、当該土地の立地や周辺環境のインフラが不十分なことを考えると、相続財産清算制度を利用しても、当該土地の売却が成立する可能性が低く、換価が見込めないこと、また、相続財産清算制度の利用には100万円程度の予納金が必要なことから、同制度の利用はしておらず、費用の回収はできておりません。

略式代執行による空家除却事業は、危険な特定空家による周辺住民への危険性の排除という点から実施している事業でありますので、費用回収が困難であることについては、ある程度前提とした上で実施していることをご理解賜りますようお願いいたします。

活用という点につきましては、所有者不在ではありますが、市の所有でない土地を市が勝手に使用することはできません。その土地が必要な事業等が発生した場合には、相続財産清算制度を利用してその土地を取得することが必要になりますが、地理的な条件からも市として必要な土地ではなく、活用の予定はございません。

2点目の今年度の略式代執行の概要についてお答えします。当該物件は令和3年3月に特定空家として認定され、所有者行方不明のため令和5年10月に略式代執行により解体工事に着手しました。着手後に建物内から所有者が発見されたため、所有者行方不明ではなくなったことから代執行手続きを中止しました。今年度に入り、全ての相続権者が相続放棄を行ったことが確認できたことから、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の「過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき」に該当しますので、略式代執行による解体工事を実施するべく、今回補正予算を計上したものです。なお、今回の物件は仮に相続財産清算制度を活用したとしても崖地に存在するため、不動産としての価値が極端に低いことから売却の見込みがなく、いずれにしても費用の回収が見込めない土地であると考えております。

解体費用の高騰の理由につきましては、近年の様々なものの物価上昇が建設工事における資材費にも波及していること、また、国土交通省が示す公共工事設計労務単価が主要12職種で前年同月比プラス6.2%の上昇が見られることから、資材費、労務費とも総合的に費用が高騰しているものと考えられます。

3点目の神岡町殿の本年度解体を予定されている特定空家の解体についてのご質問でございます。本件の補助対象者は個人でございます。現在、特定空家の相続権者の方に補助金交付申請をいただき、交付決定を済ませております。まだ完了届は提出されておませんが、先日現地を確認したところ建物は解体済みで更地となっております。

4点目の空家除却補助金についてお答えします。飛騨市では空家除却補助金を令和4年度に創

設し、令和4年度27件、令和5年度18件の利用をいただいております、本年度も20件の利用を想定して予算計上しております。県内では、42自治体のうち41自治体で空き家除却に対する補助制度を設けており、他の自治体での個人の空き家除却に対する補助制度の状況については、補助額上限は10万円から100万円までと差がありますが、30万円としているのが20自治体で最も多く、次いで50万円が11自治体、最大の100万円としているのは飛騨市を含めて8自治体で、県内平均は約47万5,000円余りです。補助率は10分の1から10分の8まで差があり、3分の1としているのが20自治体と最も多く、2分の1としているのが飛騨市を含めて19自治体となっています。補助の対象となる条件については、旧耐震の建物のみを対象、自治会からの要請があった建物に限るなど、各自治体で特色があるものとなっておりますが、特定空家のみを対象とするなど条件の厳しいところも多くあります。

これら県内市町村の中で、飛騨市の補助率2分の1、補助額上限100万円、空き家期間1年以上という条件は破格といってもよく、他の自治体では対象とならない物件の解体についても多く利用いただけていると認識しております。こうした状況を踏まえますと、市としては個人の資産に対する100万円という補助額は十分に多い額であると認識しており、社会全般的に物価が上昇していることを考慮しても、制度を利用できない方との公平性の観点からもこれ以上の増額は適当でなく、空家除却補助金の増額については考えておりません。

〔建築企画監 砂田健太郎 着席〕

○7番（森要）

略式代執行でやったものについての費用の回ができないということは理解しています。市の所有ではないからなかなかできないということですが、市の責任としてそこをほかっておくと草がどんどん生えてしまうと、市の環境によくない。略式代執行をするのは周囲の環境を守るためだと思うんですが、略式代執行をしたところをさらに回収できないかなと、ほおっておくのもどうかなと思いますが、それについてどのように考えてみえますでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

解体した後の跡地の管理につきましては、この制度の中で管理すべきものというふうには考えておりません。これにつきましては建物が倒壊した場合に近隣の宅地でありますとか、道路に対する影響が及ぶことを懸念して実施をするということが主目的でありますので、空き地の除草などの対応につきましては対象としておりません。これにつきましては、それ以外の元から空き地であるところも同様だと思いますので、市のほうでそこまで対処するということについては考えておりません。

○7番（森要）

市が略式代執行で解体した後はほかの空き地と一緒にという考え方もよく分かりますが、相続放棄をされて誰もやることがないとすれば何らかの対策をする必要があると思うんですがどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

相続放棄をされて管理者が不在となるという状況につきましては今後増えてくるのが心配されるわけではございますけれども、空き家の除却事業のほうでその部分を全て賄うことまではできないのかなというところが現在の考えです。

○7番（森要）

空き家の除却というところで私は求めておりませんが、その後、これはどこかでやらないといけないので、また検討をしてもらう必要があると思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。基盤整備部なのかどこなのか分かりませんが検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

議員がおっしゃる土地の管理につきましては、基本的に個人の財産の管理に係る部分でございますので、その部分について積極的に市が関わってまいりますということは申し上げられないかなというふうに思いますので、個別に行政の相談窓口のほうに来られるということについては対処できるかなと思うんですけれども、全般的に市がそういった土地について管理をしていくということは難しいのかなと思います。

○7番（森要）

確かにそうだと思いますが、略式代執行で相続放棄してしまったものについてはどうなのかということ聞いています。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

相続放棄をされた土地というものの扱いにつきましてはですが、相続放棄をされたというだけで自動的に誰かのものになったり行政が管理するものになったり、国のものになるものではございません。基本的には、所有権として宙に浮いてしまうような状態になります。その土地について、もし活用したい方があれば様々な制度を使ってそれを取得して使うということが可能なわけですが、そういう方がいらっしゃらないような土地に関しては、基本的には放置されるということで、原野になっていくことになろうかなと思います。これにつきましては市として放置していいかということではないと思うんですけれども、それについて市のほうが積極的に措置をするということは難しいと考えております。

○7番（森要）

平行線になるのでやめますけれども、周囲の環境を守るためにどうするか、どこかでまた検討してもらいたいと思います。

4番目の空家除却補助金については本当にいい制度で、活用について前に「2年間たたないと人に貸してもいけないし、売ってもいけないということを聞いた。」と一般質問をしました。今は壊したらすぐ売ってもいいと改善されました。非常にありがたいなと思っております。

先ほど補助金については他の市町村と比べて遜色はないということ聞いておりますけれど

も、例えば下呂市、高山市、白川村は100万円ほどで飛騨市と同じなんです。略式代執行の解体費用は500万円とか300万円とか、非常に高騰しております。それは資材の高騰とか労務管理が変わったということを先ほども言われましたけれども、300万円、400万円とかかかっていくんですね。ですから、そんなにたくさんということは言いませんが、例えば10%アップとか、そういうことをしてもらい必要がある。相続放棄をして市でやってもらえばいいのではないかというふうになっていくのも怖いような気がするんです。自分たちがある程度壊して、自分の責任でやるということに対してはもう少し補助金を上げてもいいのではないかと思います。それについてはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□建築企画監（砂田健太郎）

この空家除却補助金の増額につきましては、先ほど答弁させていただきましたけれども、金額としましては100万円という金額が個人の資産に対する補助としては非常に高額なものであると。市全体の補助制度の中でも、個人に対しては100万円が上限であろうというような認識であります。これは定率で補助しているわけではなくて、定額で上限が100万円というものでございますので、物件によっては解体費用が500万円かかるものもあるかと思いますが、定額ということで100万円という金額でいただいております。金額として100万円というものは個人に対しては上限という形はなかなか動いてこないのかなというふうに考えております。

○7番（森要）

多分そういう回答だと思いましたが、どれだけでも上げてもらいたいと思いますので、また今後検討してもらい、私も勉強していきたいと思っています。

それでは、次の質問に行きます。耕作放棄地の管理につきまして伺いたいと思います。農業振興地域、農用地区域の農地でも、このところ耕作放棄地、荒廃農地などが見受けられることが多くなりました。このような農地の発生の原因をどのように捉え、どのように対処していくかについて、次の4点を伺います。

1点目、農振地区の基礎調査について。農地を農業振興地域から除外するには、除外申請を個人でやる方法、それから基礎調査において除外する方法が考えられます。この基礎調査は5年に1回のものでございますが、合併してから調査がされていないように思いますが、その理由は何か伺います。

2点目、耕作放棄地の対策について。農地を相続しても地元におらず他地区で生活する方は、農地の管理を親戚やシルバー人材センター等に草刈り等を委託されるケースもありますが、年々担い手も高齢となり、受け手がいなくなり、耕作放棄地や荒廃農地の1つの原因になっています。また、高齢化が進み、耕作できずにやむを得ず荒地にすることも考えられます。市はこの耕作放棄地等の発生の原因をどのように捉えているのか伺います。また、周辺的生活環境、耕作環境に悪影響を及ぼさないためにも何らかの対策が必要と考えますが、どのようにされているのか併せて伺います。

3点目、上気多、中気多、下気多地区の土地改良について。耕作放棄地対策として玄の子土地改良や、現在進められている杉崎地区、袈裟丸地区のような土地改良も考えられます。現在、

この地区の土地改良についてはどのような状況になっているのかを伺います。

4点目、農振農用地等の見直し。特に古川町上気多地区や中気多地区の農業振興地域に隣接して、アパート、病院、住宅等が混在しています。ここで農業振興地域、農用地区域の見直しをして、守るべき優良農地、将来の市役所移転や住宅地の造成など都市計画も含めて検討するときに来たように感じておりますが、市の見解を伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の農振地区の基礎調査についてお答えします。農業振興地域の整備に関する法律に基づき、国が公表している「農用地等の確保等に関する基本指針」の中で、非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの除外については適切かつ厳格な運用を図り、その変更は、原則としておおむね5年ごとに実施する基礎調査等に基づき行うものとされています。合併後に基礎調査が行われなかった理由については、人口が減少する中での土地需要に対しては都市計画区域内にある土地や農振白地地域内の農地等で応えられるからではないかと考えております。一方で、合併前から適切な運用がされてきたとは言い難い事案、具体的には農用地区域に編入されるべき集団的農地であるのに農振白地地域であるケース、集団的農地でないのに農用地区域であるようなケースも散見されます。

こうした実情も踏まえ、人口動態や産業動向、農業生産の現況と見通し、土地利用の現況と見通し、農用地区域の保全・利用の現況と見通しなどを把握するための基礎調査実施に向けた検討を進めたいと考えております。

2点目の耕作放棄地等の対策についてお答えします。耕作放棄地が増えている主な原因としては、農業者の高齢化と担い手不足による生産者の減少、米価格を中心とした農産物価格の低迷に加え、昨今の肥料・資材や農業機械の高騰など、農業・農村を取り巻く環境が大変厳しくなってきたことと考えております。

その対策として、集落営農の組織化を進めるとともに、国の制度である中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金などを活用した集落活動による保全管理がされてきましたが、集落活動の参加者自体が高齢化などで減少し、組織の維持も難しいところが出てきています。このため、昨年度から水稻や大豆等の担い手農家や営農組合などで構成する土地利用型農業検討会議を開催して、地域営農の仕組みづくりを構想しているところです。検討会では、道路敷など官地部分の草刈り負担増加や農業機械の高騰、集落や担い手そのものの人材不足など、さまざまな課題と厳しい現実が浮かび上がっております。これから検討会議での意見等を取りまとめ、来年度予算編成に向けた対応策を検討してまいります。

3点目の上気多・中気多・下気多の土地改良についてお答えいたします。土地改良事業は農家の私的財産である農地の利用関係に影響を及ぼすこと等から、原則として受益農家の申請、同意のもとに実施されています。この点が他の公共事業と大きく異なります。

現在、県営土地改良事業が実施されている古川町玄の子地区と杉崎地区、事業化に向けて動き出した袈裟丸地区は古川町内でも日当たりがよく、傾斜が緩い市内では条件のよい地域になりま

す。一方で、区画が小規模で担い手への集積が課題となっています。このため、人口減少社会における持続可能な土地利用を実現するよう、地域の皆様が主体的に県営土地改良事業を活用し区画拡大を進められています。

上気多・中気多・下気多地区は玄の子地区と杉崎地区の間に位置しています。当該地区の土地改良事業の検討の動きとしましては、令和3年1月と2月に該当する地域の区長と農業改良組合長、多面的機能支払いの集落組織代表と意見交換を行っており、多面的機能の集落組織は令和4年玄の子地区、令和6年には杉崎地区を視察されています。意見交換では、土地改良事業の必要性について認識される一方で、杉崎地区や袈裟丸地区と比べると古川町市街地に居住される対象区域以外の地権者が多く、合意形成が難しいとのご意見がありました。今年度中に再度意見交換を行い、事業化の方向性を改めて確認していく予定です。

4点目の農振農用地等の見直しについてお答えします。ご質問いただいた上気多地内で新たな住宅やアパート、病院などが建設されている区域は古川町公民館の北側の市道上気多杉崎線と市道中気多線、県道鼠餅古川線に囲まれた区域だと思います。当該区域の一部は都市計画区域内で第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域となっており、その周辺に土地改良事業が行われた農振農用地があります。この農振農用地の除外を含め当該エリアの土地利用計画を見直すべきとのご意見と推察いたします。非農業的土地需要への対応については、1点目のご質問にお答えした国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」において、基礎調査等に基づき行うものとされております。したがって、まずは基礎調査の実施について検討することとなります。

議員ご指摘の趣旨のとおり市の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、人口減少社会における計画的な土地利用の確保に努めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○7番（森要）

1点目の5年に1回の基礎調査について、検討するということをしていただきました。本当にありがとうございます。多分調査にはかなりの労力、委託する場合はお金もかなりかかると思いますが、情勢の変化によってかなり違ってきておりますので、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

2点目の耕作放棄地の対応ということで、把握していらっしゃるかどうかわかりませんが、上気多の神社から国府側に耕作放棄地がたくさんあるんです。草刈りをしてあるところもありますし、されていなくてどんどん大きくなっているところもありますが、それについては把握されているでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

これまでは割と急傾斜のほうが多かったんですが、いわゆる古川平、袈裟丸まで含めて増えてきているということです。特に今森議員からご指摘のあった地域は私の家の近くなんですが、結構小規模で傾斜が強くてのり面もあるというところで、属地ではなく属人というか、街中の人も多いところがあって非常にまとめるのが難しいエリアです。この辺りが先ほどの土地改良事業に向かうにしても大変難しいところなので、まずは地域の方々のご意見をしっかり聞くところから

検討を進めていきたいと考えております。

○7番（森要）

先般、産業常任委員会で三重県多気町へ行ってきました。ここは多面的機能支払交付金を活用されて、700ヘクタールを受けてやったり、遊休農地も委託を受けて、そこにレンゲを植えた後に米粉になるようなものを植えて、それを商品化されているということで、同じ多機能であってもかなり積極的にやっているなと思いました。古川町の上気多・中気多・下気多でも交付金を受けてやっていらっしゃると思うんですが、玄の子とかは担い手のほうでお願いするんですけど、上気多・中気多・下気多は、今から進めるのは非常に難しい。多面的機能支払交付金が出ている上気多・中気多・下気多の方々と、こういった土地についてはどういうふうにしていくかという話し合いも必要ではないか。ただ、空き地をやるという計画はあるみたいですけど、草は本当にたくさん生えます。多面的機能支払交付金を受けている地区と、耕作放棄地になりそうなところについて協議していただくといいのではないかなと思いますけどどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今ほどご指摘があったのは国の多面的機能支払交付金のことかと思います。この考え方は、こういった空間をどう管理していくかということになるわけですが、この多面的機能支払交付金があったのも、例えば水路とかのり面は農家じゃない方も景観とかいろいろな意味でメリットがあるということで国がつくった制度なんです。なので、分かりやすく言うと、恐らくこれからは水張面積のところは担い手が生産をいただくんですが、例えばのり面の管理、あるいは水路の管理、そういった地域の資源を非農家も含めて、地域の少人数でどう効率的にやっていくかという仕組みづくりが必要だと思っていて、一足飛びにはいきませんが、全体をマネジメントできるような地域営農の仕組みをこれから検討してつくっていくという方向性になるかと思います。

○7番（森要）

多面的機能支払交付金のはのり面とか水路の管理もあるんですが、その中にも遊休農地、耕作放棄地の管理というのもできるようになっているので、そういった働きかけをして、よく検討していただければと思います。

もう1つ。所有者が亡くなられて、その農地を引き継いだけど、それを引き継いだ方は東京とかで、もうこっちのほうへは帰って来ないということがあって、そういった方々に対するフォローは。市民窓口で遺族の方々にチェックリストを渡して1つの窓口でできるようになってきておるんですけども、例えばその中に農地を相続された方は農林部のここへ来てもらって、どういうふうに管理すればいいのかとか、自分がいないとすればどこに頼めばできるのかとか。農地の相続とかそういうことではなくて、維持管理をするためにどういうふうにしたほうがいいですよということを市民窓口でやってもらいたいと思うんですが、その辺についてはどうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ただいまのご質問は、相続等があった場合におくやみワンストップ窓口の中でそうした趣旨の

ことをお伝えしたらどうかということかと思います。現時点ではそういった対象というか、例えば田んぼを作っておられる方がお亡くなりになったり相続になった場合は農業振興課のほうに連絡が来まして、こちらから出向いて、どちらかというと水稻の細目の関係なんです、その確認はしているようです。

今ご指摘のあったことは、そういう場面で職員のほうにも対応するように申し伝えますし、そういった相談も農業委員会とか、農業振興課の「飛騨市農業なんでも相談窓口」にも結構いらっしゃいます。権利異動の関係とか農地法の関係とか、あるいは地元調整とかが市外にいらっしゃると分かりませんので、その辺りは寄り添って調整ができるようにする。あるいは草刈りだけでもやっていただける人に頼むとか、多分そういった仕組みをつくっていくこともこれから必要になるのかなと考えております。

○7番（森要）

実際に相続を受けた方が東京へ行って、後はほかりっぱなしにされていて、そこに一度草が生えてしまうと元の用地に戻すのは非常に大変です。

今チェックリストの中に農業振興課は農地所有者の耕作の変更手続きと水稻細目書の届け出という2つがあるんですけど、答弁されましたように、耕作放棄地にならないためにどのようにすればいいのかということの項目も入れて指導してもらえば耕作放棄地にならず管理できるのではないかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

相談内容がそれぞれ異なりますので、それぞれに応じたご相談をしっかり受け止めて、例えば市外にいらっしゃる方がお金をかけてでも、草刈りだけでもやってくれという相談を受けたらそういう方々につないだり、そういったことについてはこれから検討していきたいと思います。

○7番（森要）

ぜひ相談に乗っていただきたいと思いますが、実際、相続を受けた人はそこまで気が回らないと思うんです。相談が来たら乗るではなくて、農業振興地域にあるこの農地を守るためには、しっかりと管理してもらわないと駄目なんですよということも踏まえてしっかりと管理するための手続きをする必要があると思っておりますので、ぜひその辺も含めて検討していただきたいと思います。私の質問は以上で終わります。

〔7番 森要 着席〕